

学校部活動の地域連携・地域移行に関する連絡協議会設置要項

令和 7 年 5 月 29 日
指導推進担当部長決定

(設置)

第1 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、学校部活動の地域連携や地域移行の在り方等についての意見交換や情報共有を行うことを目的とし、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡協議会は、次に掲げる事項について意見交換や情報共有を行うものとする。

- (1) 中学校等における部活動の地域移行に向けた持続可能なスポーツや文化芸術環境の構築
- (2) 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」の活用
- (3) 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」の円滑な実施
- (4) 地域のスポーツ団体や文化芸術団体、部活動指導員及び外部指導者等の活用
- (5) 部活動の推進に係る諸事業（生徒にニーズに応じた活動、競技力向上等）の取組評価
- (6) その他必要な事項

(構成)

第3 連絡協議会は、会長及び委員により構成する。

- 2 会長は、教育庁指導部部活動振興・体験活動・学校 2020 レガシー担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会議を招集し、主宰する。
- 4 委員は、年度ごとに、東京都の地域スポーツ・文化芸術団体関係者、学校教育、スポーツ振興及び文化振興行政関係者及び有識者、その他必要な者から会長が委嘱する。

(意見聴取)

第4 連絡協議会は、必要に応じて関係者又は関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(設置期間)

第5 連絡協議会の設置期間は、毎年度、第1回連絡協議会の実施日から当該年度 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第6 連絡協議会の事務を処理するため、教育庁指導部指導企画課に事務局を置く。

- 2 連絡協議会の庶務は、教育庁指導部指導企画課が行う。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 5 月 29 日から施行する。